

第5章 職員の資質向上

I 職員の資質向上に関する基本的事項

1. 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて専門性を高めるため、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めなければならない。

保育士は、毎日の保育実践とその振り返りの中で、専門性を向上させていくことが求められる子どもの保育に関わる様々な知識と技能に基づく適切な判断と対応によって、保育士は子どもの気持ちを受け止め、一人一人の子どもが保育所で安定、安心して生活できるように保育を行い、また、保護者や地域への子育て支援を行っていくために、全ての保育所職員に、それぞれの職務にふさわしい専門性が求められる。また、その言動が子どもや保護者に大きな影響を与える存在であることから、特に高い倫理観が求められる。

2. 保育の質の向上に向けた組織的な取り組み

保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技術を身につけられるよう努めなければならない。

- ・保育所全体として保育の質を向上させていくためには、保育士、看護師、調理員、栄養士等、それぞれの職員が、保育の内容等に関する自己評価等を通じ課題を把握し、それを保育所全体で共有する。その上で、職員がそれぞれの専門性を生かし協働して行う一連の取り組みが、組織的計画的に進められることが重要である。
- ・職員は、自己研鑽や保育所内での研修に参加することに加え、キャリアアップを目的とする体系化された外部研修の制度等に合わせて、自らの職位や職務に合った能力を身につけるための研修を受けることが求められる。これらによって、それぞれに必要な知識や技術を習得し、より高度な専門性を得て、保育所全体の保育の質が向上していく。

3. 施設長の責務

(1) 施設長の責務と専門性の向上

施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性の向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

- ・施設長は保育所保育指針に示される基本原則を踏まえ、保育の理念や目標に基づき、子どもの最善の利益を根幹とする質の高い保育を行うためのリーダーシップを発揮することが必要である。

(2) 職員の研修機会の確保等

施設長は、保育所の全体の計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。

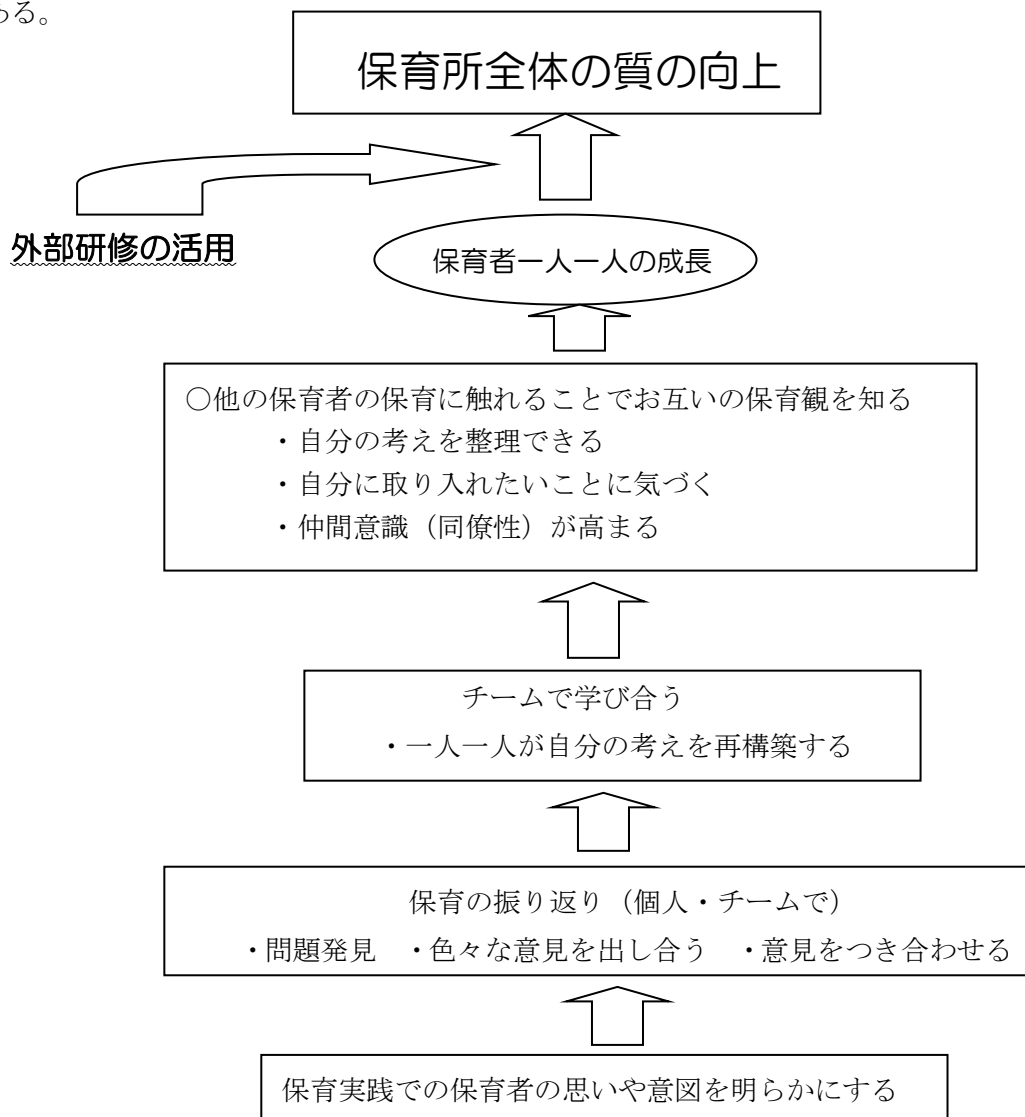
- ・ 保育の質の向上を図っていくためには、保育士等の自己評価や保育所の自己評価を活用しつつ課題を把握し、改善のために具体的に取り組めるような体制を構築する。
- ・ 施設長は保育の中の中核となる職員の専門性の向上に必要な研修の機会を確保するため、研修が体系的かつ計画的に実施されるようにする。

4. 職員の研修等

(1) 職場における研修

職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。

- ・ 園内研修の必要性…近年、社会の在り方が変化し、子どもを取り巻く環境もこれまでとは大きくかわってきている。地域との繋がりや保護者支援など園が担う役割も、より大きなものとなってきている。園への期待が大きくなってきているからこそ、保育者個々の知識や経験だけに頼るのではなく、チームの力で子どもを育むことが求められている。そのためには、保育者同士が互いに学び合い、子ども理解を根幹から問い直し、保育者として大きく成長を遂げることが必要不可欠である。



***同僚性とは…**「同僚性」とは、保育者同士が互いに支え合い、高め合っていく協働的な関係。同僚同士が保育を見合い、それぞれの知識や経験を行き来させながら、相互に保育力を高めたいけるような関係や、あり方をいう。

～園内研修の工夫～

- なるべくたくさんの職員が参加出来、活発な意見が出るような園内研修をしよう！
- ・同じ研修を何日かに分けて行い、行けるところに参加する。
- ・午睡時間などを利用する。
- ・以上児、未満児等、グループ分けして行う。
- ・意見が活発に出るように少人数（4～5人位）のグループに分かれて行う。
- ・事前に資料を配布して、各自が確認しておくで時間の短縮になる。
- ・どうしても参加出来なかった職員には、研修の内容を共有できるような記録や掲示の工夫を行うなど、職員全体の共通理解や協働性を高める。

(2) 外部研修の活用

各保育所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。

- ・保育士等の専門性の向上を図るためには、他の保育所における実践事例等の創意工夫に学び、その上で自分たちの課題への対応について考えることも有効である。そうした学びの機会として、関係機関による外部研修を活用する。
- ・外部研修では、同じような保育経験やキャリアを積んだ者同士が、学び合い交流する。そこで得た知識や技能を保育所内で共有し合っていく。

5. 研修の実施体制等

(1) 体系的な研修計画の作成

保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。

- ・人的資源の管理の一環として、職員自身の学ぶ意欲が高まるよう、研修計画を職員と共に組織的に作り上げる。
- ・研修の実効性を高めるため、個々の保育士等のキャリアパス等を踏まえ、本人の納得感を得られるようなものとする。

(2) 職場内での研修成果の活用

外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所内における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身につけることが重要である。また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる。

外部研修等の機会を積極的に活用し、より高度な専門性を獲得していくことが望まれる。外部研修での学びは、保育所内で組織として活用することが重要である。

- ・参加する職員は、各保育所における保育の課題を理解した上で、目的意識をもって意欲的に臨む。
- ・外部研修で得た知識や技能を他の職員と共有する機会を設けると、研修の成果を効果的に保育実践につなぐことができる。

(3) 研修の実施に関する留意事項

施設長は保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容において、当該研修の成果が適切に勘案されることが望ましい。

- ・施設長など、職員の人事・配置を担当する立場の者は、研修で得た内容を日々の保育に有効に生かすことができるよう、資質や能力、適性、経験等に応じた人材配置を行う。

↓

保育所全体の保育実践の質の向上につながる。

Ⅱ 保育所連盟研修

研修主題

子どもの発達を促す『保育の質』の向上を目指して

1 主題の意味

ここでいう「子どもの発達」とは、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情・意欲及び態度を身につけ、新たな能力を獲得していく過程である。その発達を「促す」ためには、保育指針に述べられているように、「①保育に関する専門性を有する職員が、②家庭との緊密な連携の下に、③子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う」ことが求められる。

つまり、ここでいう「保育の質」とは、保育職員の保育に関する専門性や人間性などの「①保育職員としての質」、保育所の運営、職員間の協働性及び保育所と保護者や関係機関、地域などとの連携を指す「②保育組織の質」、そして、それらを基盤として編成される保育課程や具体的な指導計画、保育環境などの「③保育実践の質」の3つの要素の総体を意味する。

この3つの要素の質を高めていくことが、子どもの発達を促すことにつながると考え、本主題を設定したのである。

(1) 保育職員としての質

保育職員の質については、保育に関する専門性や人間性が挙げられる。

具体的には、

- ① 子どもの発達に関する専門的な知識
- ② 子どもの育ちを見通し、その成長・発達を援助する技術
- ③ 子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける知識・技術
- ④ 保育所内外の空間や物的環境、遊具や素材、自然環境や人的環境を生かし、保育環境を構成していく技術
- ⑤ 子どもの経験や興味・関心を踏まえ、様々な遊びを豊かに展開していくための知識・技術
- ⑥ 子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら必要な援助をしていく関係構築の知識・技術
- ⑦ 保護者等への相談・助言に関する知識・技術

また、これらの知識や技術が生きて働くための基盤としての子ども観や保育観、自らの職務を適切に遂行していく責任感、人権を尊重する態度などの人間性をも高めていくことが求められる。

(2) 保育組織の質

保育所は、様々な年齢や状況の子どもたちが生活する場であり、職員全体の協力体制が不可欠である。複雑なローテーション勤務体制、専門性・職種の異なる職員構成という状況で、施設長や主任保育士のリーダーシップのもと、職員一人一人の力や個性が十分に発揮されるような協同的な組織力を高めていく必要がある。

また、子どもの発達を支えるためには、家庭や地域社会、関係機関との連携が重要となる。子どもの発達を考えると、保育所と家庭及び地域社会における生活体験が相互に結びつくことにより、実感が伴い、充実したものになるからである。そのためには、保育所が生活者の視点をもちながら日常生活を営み、地域社会の資源や実情をしっかりと把握しておく必要がある。

さらに、健康や安全の確保や障害のある子どもの発達の支援を実現していくためには、保護者はもちろん、医療・保健機関、療育機関、学校、消防、警察などの様々な専門機関の専門性の活用を図ってい

かなければならない。

このような意味から、保育を巡る様々な立場の関係者の組織としての質を高めていく必要がある。

(3) 保育実践の質

保育所における保育実践の基本は、保育の目標を明確にし、その目標に照らして子どもが発達に必要な経験を主体的に積み重ねていくことができる環境を計画的に構成し、子どもの心身の状況により適切な援助をすることである。この保育実践が、組織的に、また、計画的に行われるために「全体的な計画」が作成されなければならない。子どもに関わる保育職員が保育の方向性を共通理解し、計画的、組織的に保育を行い、効果的に実践が行われているかを評価、改善していくための基盤となるのが「全体的な計画」であり、それに基づいて、具体的なねらいと内容、環境構成、予想される活動、保育士等の援助、家庭との連携等で具体的に作成したものが指導計画である。

このような「全体的な計画」及び指導計画を基盤とした、日常的な保育実践の質を高めていく努力は、欠くことができない「保育の質」の構成要素となる。

2 主題設定の理由

「全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現」に向けて、平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートした。この新制度の目的の一つは、「保育を量的に拡大し、待機児童を解消するとともに、幼児教育や保育の質を高めていくこと」である。

これから保育の長時間化が進み、保育者が子どもと向き合う時間が増えていく。人間形成の基礎を培う重要な乳幼児期にかかわる保育所への期待がますます高まり、質の高い保育が一層求められることは、自然ななりゆきである。

平成30年度から施行されている保育所保育指針でも『保育の質』の向上に努めることが強調されている。指針の第5章には、職員の質の向上があげられ、「質の高い保育を展開するために、絶えず、一人一人の職員についての資質及び職員全体の専門性向上を図るよう努めなければならない」と記されている。そして、「研修計画を体系的、計画的に作成することや「自己評価の実施」、「職員一人一人の自己研鑽」、「職員の研修機会の確保を含めた施設長の責務」「組織内での研修成果の活用」などについても明示されている。

これまでも久留米市保育所連盟研修推進委員会では、保育の質の重要性は認識しており、多忙な保育現場の現状を踏まえながらも継続的な研修の実施に努めてきた。

しかし、この機会に改めて日常的な保育の中での子どもの行為の意味や自らの保育行為について深く考えることを習慣化した上で、実践を語り合うような研修機能をしっかりと位置づけ、「保育の質」の向上を目指す取り組みを見直していく必要があると考え、本主題を設定した。

3 研修の目的

○『保育の質』の向上を目指した保育実践や調査研究を通して、子どもたちの発達を促す。

4 研修の概要

(1) 研修の領域

① 基本研修

保育職員の基本的資質を高めるための研修及び職務遂行に必要な基本的知識・技能の向上を図るための研修

(経験年数に応じた研修) 初任研修会、中堅研修会

(職務内容に応じた研修) 園長研修会、主任研修会

② 専門継続研修

実践課題に関する専門性を高めるための研修及び専門分野の知識・技能や企画運営等に関する資質を高めるための研修

(保育実践研修 8回継続)

- ・ 日常の保育実践の充実を図るための専門的な知識・技能を高める研修

(特別支援保育研修 8回継続)

- ・ 支援が必要な子どもへの理解と効果的な関わり方に関する研修

(給食研修 8回継続)

- ・ 給食、食育などの在り方に関する研修

(テーマ指定研修 6回継続)

- ・ 今日的課題を基に1年若しくは複数年継続して行う研修

③ 課題研修

今日的な保育課題に基づいて必要とされる内容に関して実施する研修

- ・ 保育所保育指針研修 ・ 特別支援保育研修 ・ 児童虐待防止研修 ・ 人権・同和保育研修

④ 特別研修

(宿泊研修) 自然体験を通じた宿泊を伴う研修

(保育研修大会) 研修の成果を共有するために市内全保育士が一堂に会して行う研修

(2) 研修の内容

① 保育職員としての保育に関する専門性や人間性を高める研修

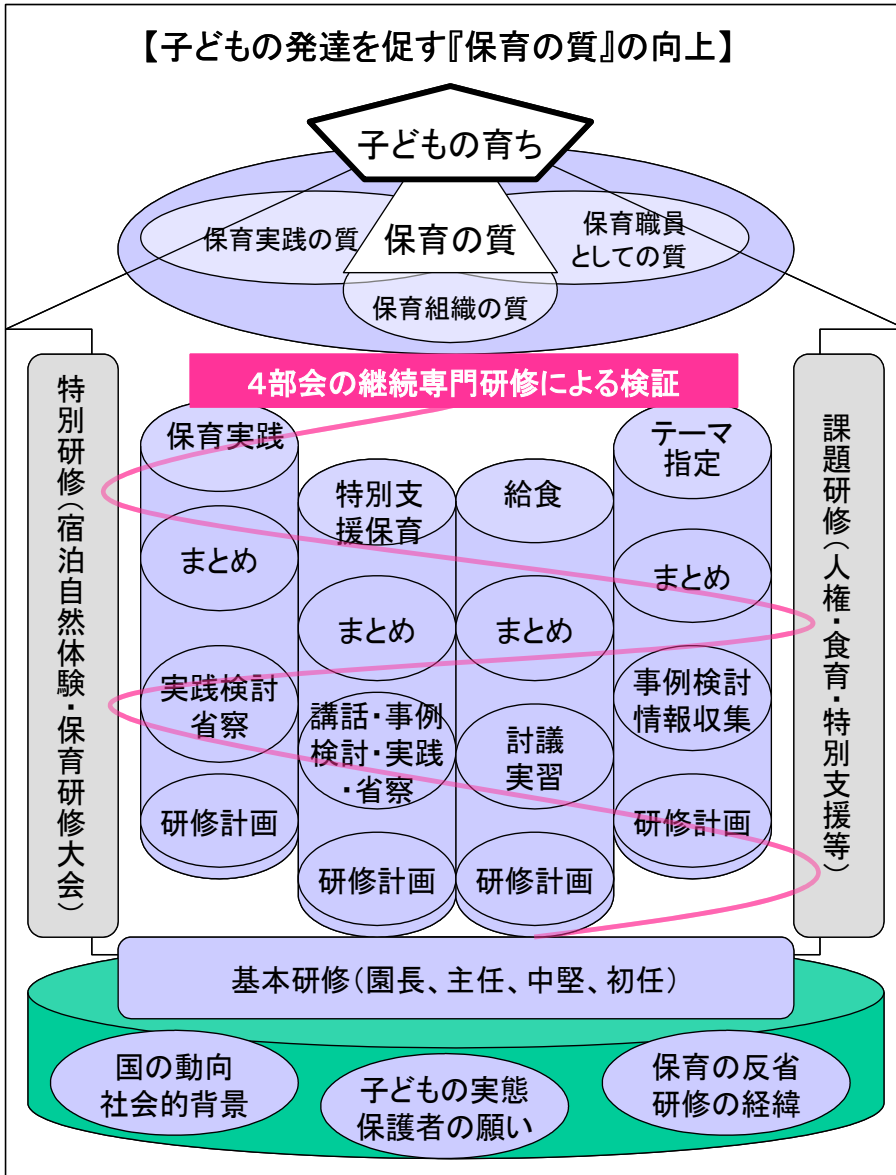
② 保育所の機能を充実、発揮するための保護者、関係機関、地域との連携の在り方に関する研修

③ 職員間の協同的保育体制、環境づくりなどの組織・運営に関する研修

(3) 研修の方法

専門家・有識者による講話、保育実践の公開及び協議、事例検討、実習、課題に関するデータ及び資料収集による分析・考察など多様な方法によるアプローチを展開する。

5 全体構想図



6 研修計画（久留米市保育所連盟研修推進委員会）

- (1) すべての研修は、保育に支障をきたさない範囲で参加できるように、各園において年度当初研修参加計画を立てておく。
- (2) 専門研修・課題研修・特別研修は、内容を十分に検討・吟味して実施する。
- (3) 人権・同和研修は課題研修と基本研修（初任・中堅・主任・園長）の中で実施する。
- (4) 専門研修は、各園の実情に応じて継続的に参加するものとし、その研修成果について参加者は各園で報告をする。
- (5) 保育研修大会は、拡大実行委員会を組織し、その企画推進にあたる。
- (6) 研修は、半日（PM2：00～5：00）を原則とする。
- (7) 継続専門研修は、年度末に研修紀要をまとめ、印刷製本する。

《研修一覧表》

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本研修	職能研修	園長・主任保育士研修会											
	経年研修	中堅・初任者研修会											
継続専門研修	保育実践		○	○	○		○	○	○		○	○	
	特別支援		○	○	○		○	○	○		○	○	
	給食		○	○	○		○	○	○		○	○	
	テーマ指定		○		○		○		○	○		○	
課題研修		特別支援研修会、虐待防止研修会、新保育所保育指針研修会、 人権・同和研修会、											
特別研修		宿泊研修（夜須高原）11月 久留米市保育研修大会 6月											
その他		研修推進委員会（4・8・3月） 継続専門研修はニーズに合わせて研修内容を変更する											